

第 19 号議案

ふじみ野市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立放課後児童クラブ条例（平成 22 年ふじみ野市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表ふじみ野市立大井放課後児童クラブの項の次に次のように加える。

ふじみ野市立第 2 大井放課後児童クラブ	ふじみ野市苗間 40 番地 31
ふじみ野市立第 3 大井放課後児童クラブ	ふじみ野市苗間 40 番地 31

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立第 2 大井放課後児童クラブ及びふじみ野市立第 3 大井放課後児童クラブを設置するため、ふじみ野市立放課後児童クラブ条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。